

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改 正 後	改 正 前
B 基本ガイドライン （募集に該当しない有価証券の発行） 2－4－1 次に掲げるような場合には、「有価証券の募集」とはならないことに留意する。 ① 会社の設立に際し、会社法第 25 条第 1 項第 1 号の規定により株式の全部を発起人引受けにより発行する場合 ② 法第 2 条第 3 項第 2 号イ、ロ又はハに該当する場合 ③ 準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れに伴い株式を発行する場合（発行価額の一部を株主に払込ませて発行する場合を除く。） ④ 取得請求権付株式について当該株主による取得請求により有価証券を発行する場合 ⑤ 取得条項付株式について取得事由が生じたこと又は全部取得条項付種類株式についてその全部を取得する旨の株主総会の決議があったことにより有価証券を発行する場合 ⑥ 会社法第 185 条の規定による株式無償割当てにより株式を発行する場合 ⑦ 取得条項付新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている取得条項付新株予約権について取得事由が生じたことにより有価証券が発行される場合 ⑧ 新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている新株予約権の行使により株式を発行する場合 ⑨ 株式の分割により株式を発行する場合（③の場合を除く。） ⑩ 株式の併合により株式を発行する場合 ⑪ 株式転換条項が付された社債券についてあらかじめ定められた条件に基づき株式を発行する場合 （売出しに該当しない有価証券の移転） 2－11 次に掲げるような場合には、「有価証券の売出し」とはならないことに留意する。 ① 取得請求権付株式について当該株主による取得請求により有価証券を移転する場合 ② 取得条項付株式について取得事由が生じたこと又は全部取得条項付種類株式についてその全部を取得する旨の株主総会の決議があったことにより有価証券を移転する場合 ③ 会社法第 185 条の規定による株式無償割当てにより株式を移転する場合 ④ 取得条項付新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている取得条項付新株予約権について取得事由が生じたことにより有価証券を移転する場合 ⑤ 新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている新株予約権の行使により株式を移転する場合 ⑥ 株式転換条項が付された社債券についてあらかじめ定められた条件に基づき株式を移転する場合 <u>5－2－2</u> 開示府令第 19 条の 9 第 1 項の規定の適用を受ける提出会社が、有価証券届出書を提出しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び当該前事業年度の開始の日前 4 年以内に開始した事業年度（以下 5－2－2 において「対象期間」という。）において他の上場会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併若しくは他の上場会社の完全子会社化（提出会社が完全親会社となる株式交換及び株式交付を含む。以下 5－2－2 において同じ。）を行った会社である場合又は他の上場会社を新設合併消滅会社とする新設合併若しくは他の上場会社を株式移転完全子会社とする株式移転により設立された会社である場合における時価総額（開示府令第 19 条の 9 第 3 項第 1 号に規定する時価総額をいう。5－2－2 において同じ。）の算定は、	B 基本ガイドライン （募集に該当しない有価証券の発行） 2－4－1 次に掲げるような場合には、「有価証券の募集」とはならないことに留意する。 ① 会社の設立に際し、会社法第 25 条第 1 項第 1 号の規定により株式の全部を発起人引受けにより発行する場合 ② 法第 2 条第 3 項第 2 号イ、ロ又はハに該当する場合 ③ 準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れに伴い株式を発行する場合（発行価額の一部を株主に払込ませて発行する場合を除く。） ④ 取得請求権付株式について当該株主による取得請求により有価証券を発行する場合 ⑤ 取得条項付株式について取得事由が生じたこと又は全部取得条項付種類株式についてその全部を取得する旨の株主総会の決議があったことにより有価証券を発行する場合 ⑥ 会社法第 185 条の規定による株式無償割当てにより株式を発行する場合 ⑦ 取得条項付新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている取得条項付新株予約権について取得事由が生じたことにより有価証券が発行される場合 ⑧ 新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている新株予約権の行使により株式を発行する場合 ⑨ 株式の分割により株式を発行する場合（③の場合を除く。） ⑩ 株式の併合により株式を発行する場合 〔加える。〕 （売出しに該当しない有価証券の移転） 2－11 次に掲げるような場合には、「有価証券の売出し」とはならないことに留意する。 ① 取得請求権付株式について当該株主による取得請求により有価証券を移転する場合 ② 取得条項付株式について取得事由が生じたこと又は全部取得条項付種類株式についてその全部を取得する旨の株主総会の決議があったことにより有価証券を移転する場合 ③ 会社法第 185 条の規定による株式無償割当てにより株式を移転する場合 ④ 取得条項付新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている取得条項付新株予約権について取得事由が生じたことにより有価証券を移転する場合 ⑤ 新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている新株予約権の行使により株式を移転する場合 〔加える。〕

以下のとおり取り扱う。

- ① 当該提出会社が吸収合併存続会社である場合は、対象期間のうち、吸収合併の効力発生日の属する事業年度の前事業年度以前の各事業年度の末日における時価総額は、当該提出会社と当該吸収合併による吸収合併消滅会社の時価総額を合計して得た金額とする。
- ② 当該提出会社が他の上場会社の完全子会社化を行った場合は、対象期間のうち、完全子会社化の効力発生日の属する事業年度の前事業年度以前の各事業年度の末日における時価総額は、当該提出会社と当該完全子会社の時価総額を合計して得た金額とする。
- ③ 当該提出会社が新設合併設立会社である場合は、対象期間のうち、新設合併の効力発生日の属する事業年度の前事業年度以前の各事業年度の末日における時価総額は、当該新設合併による新設合併消滅会社の時価総額（上場会社である新設合併消滅会社が複数ある場合には、各会社の時価総額を合計して得た金額）とする。
- ④ 当該提出会社が株式移転設立完全親会社である場合には、対象期間のうち、株式移転の効力発生日の属する事業年度の前事業年度以前の各事業年度の末日における時価総額は、当該株式移転により株式移転完全子会社となった会社の時価総額（上場会社である株式移転完全子会社が複数ある場合には、各会社の時価総額を合計して得た金額）を用いて判断することとする。

5-16-2 有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来に関する事項（以下「将来情報」という。）又は「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」におけるスコープ3温室効果ガス排出（提出会社のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出（提出会社が第三者から購入又は取得した上で消費した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出を除く。）をいう。）に関する定量情報（以下5-16-2において「スコープ3定量情報」という。）であって、有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、当該将来情報と実際に生じた結果が異なるとき又は当該スコープ3定量情報が事後的に誤りであることが判明し、若しくは見積りの方法により算出した数値についての確定値が判明したときにおいても、虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下5-16-2及び5-16-3において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、開示府令第二号様式記載上の注意(30) d(a)から(c)までに掲げる事項を記載することが考えられる。

なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報又はスコープ3定量情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。

[削る。]

5-16-2 有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来に関する事項（以下「将来情報」という。）で有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下5-16-2及び5-16-4において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、当該将来情報について社内では合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる。

なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。

5-16-3 開示府令第二号様式記載上の注意(29)eに規定する事項を記載するに当たっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第71条の6各号に掲げるいずれかの割合を記載する場合には、そのいずれの方法により算出したものかを明示するものとする。

また、同様式記載上の注意(29)fに規定する事項を記載するに当たっては、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合には、その旨を注記するものとする。

なお、同様式記載上の注意(29)dからfまでに規定する事項を記載するに当たっては、当該記載事項に加えて、投資者の理解が容易となるように、任意の追加的な情報（女性の職業生活における活躍の推進に関す

5-16-3 <u>開示府令第二号様式記載上の注意(30)</u>に規定する「サステナビリティに関する考え方及び取組」又は同様式記載上の注意(54) i に規定する「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、<u>同様式記載上の注意(30) a から c まで又は同様式記載上の注意(54) i に規定する事項を有価証券届出書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。</u> また、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないことに留意する。 5-16-4 <u>開示府令第二号様式記載上の注意(30) b ただし書に規定する「記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合」</u>には、例えば、<u>同様式記載上の注意(30) c (c)</u>に規定する「当該指標を用いた目標及び実績」として、<u>同様式記載上の注意(58-3)</u>に規定する管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を同様式第二部第4の5の2「<u>従業員の状況</u>」において記載している場合が含まれることに留意する。 5-19 <u>開示府令第二号様式記載上の注意(36) b 及び c に規定する「主要な設備（賃借しているものを含む。）」及び「賃借している設備」</u>には、<u>使用権資産</u>を含むことに留意する。 5-19-3-3 <u>開示府令第二号様式記載上の注意(58-3) g に規定する事項を記載するに当たっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第71条の6各号に掲げるいずれかの割合を記載する場合</u>には、そのいずれの方法により算出したものかを明示するものとする。 また、同様式記載上の注意(58-3) h に規定する事項を記載するに当たっては、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合には、その旨を注記するものとする。 なお、同様式記載上の注意(58-3) f から h までに規定する事項を記載するに当たっては、当該記載事項に加えて、投資者の理解が容易となるように、任意の追加的な情報（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の規定による公表において、提出会社又はその連結子会社が任意で行う追加的な情報公表の内容を含む。）を追記できることに留意する。 24-10 <u>5-2-2、5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12 から5-14 まで、5-16 から5-23-2 まで、5-36 及び5-44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。</u>さらに、5-36 から5-42 までは、開示府令第四号様式による有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。 (有価証券届出書等に関する取扱いの準用) 24の5-7 <u>5-2-2、5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17 から5-19-3-2、5-20、5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13 は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。</u> (秘密事項等の非縦覧の承認)	る法律（平成27年法律第64号）の規定による公表において、提出会社又はその連結子会社が任意で行う追加的な情報公表の内容を含む。）を追記できることに留意する。 5-16-4 <u>開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)</u>に規定する「サステナビリティに関する考え方及び取組」又は同様式記載上の注意(54) i に規定する「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、<u>同様式記載上の注意(30-2) a から c まで又は同様式記載上の注意(54) i に規定する事項を有価証券届出書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。</u> また、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないことに留意する。 5-16-5 <u>開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)ただし書に規定する「記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合」</u>には、例えば、<u>同様式記載上の注意(30-2) c (b)</u>に規定する「当該指標を用いた目標及び実績」として、<u>同様式記載上の注意(29)</u>に規定する管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を同様式第二部第1の5「<u>従業員の状況</u>」において記載している場合が含まれることに留意する。 5-19 <u>開示府令第二号様式記載上の注意(36) b 及び c に規定する「主要な設備（賃借しているものを含む。）」及び「賃借している設備」</u>には、<u>リース資産</u>を含むことに留意する。 [加える。] 24-10 <u>5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12 から5-14 まで、5-16 から5-23-2 まで、5-36 及び5-44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。</u>さらに、5-36 から5-42 までは、開示府令第四号様式による有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。 (有価証券届出書等に関する取扱いの準用) 24の5-7 <u>5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17 から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13 は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。</u> (秘密事項等の非縦覧の承認)
--	--

25—2 法第 25 条第4項の規定による承認に当たっては、秘密事項の内容、公衆の縦覧に供しないことの必要性、投資者保護上の問題点等について、総合的に比較考量のうえ、判断することに留意する。

承認申請については、申請理由を記載した申請書（様式任意）を提出することとし、必要に応じ、参考となる資料及び監査法人等関係者からの意見書等の添付を求めるものとする。

また、上場会社（上場予定も含む。）に係る承認については、必要に応じ当該会社が上場する金融商品取引所の意見も参考とすることとする。

なお、当該申請が事務所に到達した日から、2か月（当該申請を補正するために要する期間又は当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間を除く。）以内に処分を行うよう努めるものとする。

C 個別ガイドライン

I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン

1 開示府令第二号様式記載上の注意(31) a、第四号の三様式記載上の注意(7) a 及び第五号様式記載上の注意(9) aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。

[(1)～(3) 略]

(4) [略]

[a・b 略]

c 当社製品は、ライフサイクルが短く、従来、生産開始より生産停止までの期間が短期間であった（〇〇期の主力製品Aは〇〇か月、〇〇期の主力製品Bは〇〇か月）。現在販売中の主力製品Cの生産開始は〇年〇月である。

[d・e 略]

[(5)～(4) 略]

2 開示府令第二号様式記載上の注意(31) b、第四号の三様式記載上の注意(7) b 及び第五号様式記載上の注意(9) bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。

このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。

[(1)～(4) 略]

3 開示府令第二号様式記載上の注意(31) b、第四号の三様式記載上の注意(7) b 及び第五号様式記載上の注意(9) bに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する。）。

[(1)～(4) 略]

25—2 法第 25 条第4項の規定による承認に当たっては、秘密事項の内容、公衆の縦覧に供しないことの必要性、投資者保護上の問題点等について、総合的に比較考量のうえ、判断することに留意する。

承認申請については、申請理由を記載した申請書（様式任意）を提出することとし、必要に応じ、参考となる資料及び監査法人等関係者からの意見書等の添付を求めるものとする。

また、上場会社（上場予定も含む。）に係る承認については、必要に応じ当該会社が上場する金融商品取引所の意見も参考とすることとする。

なお、当該申請が事務所に到達した日から、2ヵ月（当該申請を補正するために要する期間又は当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間を除く。）以内に処分を行うよう努めるものとする。

C 個別ガイドライン

I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン

1 開示府令第二号様式記載上の注意(31) a、第四号の三様式記載上の注意(7) a 及び第五号様式記載上の注意(10) aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。

[(1)～(3) 同左]

(4) [同左]

[a・b 同左]

c 当社製品は、ライフサイクルが短く、従来、生産開始より生産停止までの期間が短期間であった（〇〇期の主力製品Aは〇〇ヵ月、〇〇期の主力製品Bは〇〇ヵ月）。現在販売中の主力製品Cの生産開始は〇年〇月である。

[d・e 同左]

[(5)～(4) 同左]

2 開示府令第二号様式記載上の注意(31) b、第四号の三様式記載上の注意(7) b 及び第五号様式記載上の注意(10) bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。

このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。

[(1)～(4) 同左]

3 開示府令第二号様式記載上の注意(31) b、第四号の三様式記載上の注意(7) b 及び第五号様式記載上の注意(10) bに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する。）。

[(1)～(4) 同左]

Ⅱ 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン

(1) 審査対象先

〔略〕

〔①・② 略〕

- ③ ①又は②に該当しない第三者割当に係る届出書等であっても、提出者がおおむね最近6か月の間に他の第三者割当を行った場合、提出者が直近に授權資本枠を拡大した場合、提出者がその株式を上場する金融商品取引所の債務超過若しくは上場時価総額基準に抵触している場合、過去に提出者が行った第三者割当で失権があった場合、過去に同じ割当予定先に第三者割当を行っている場合、その他審査の必要があると考えられる場合

(注) 〔略〕

(2) 審査要領

〔略〕

〔①～④ 略〕

⑤ 割当予定先の状況

〔略〕

〔イ. ～ハ. 略〕

ニ. 株券等の保有方針

〔略〕

ア. 〔略〕

- バ. 新株予約権証券又は新株予約権付社債の場合、新株予約権証券又は新株予約権付社債自体の保有方針について記載されているか。

(注) 提出者の親会社や主要株主に異動があった場合は、提出者において臨時報告書を遅滞なく提出する必要があるため、割当予定先の状況や割当予定先による株券等の保有方針の内容に応じ、提出者に割当予定先の株券等の保有状況を把握する方法を確認することが考えられる。

また、提出者がおおむね最近6か月の間に他の第三者割当を行った場合、当該第三者割当にかかわる株券等の現在の保有状況等を確認の上、株券等の保有方針の記載を審査することが考えられる。

ホ. 〔略〕

⑥ 発行条件に関する事項

〔略〕

〔イ. ・ロ. 略〕

- ハ. 提出者が第三者割当は有利発行に該当しないと判断した場合、そのように提出者が判断した理由が具体的に記載されているか。

(注) この場合、株価下落リスク等の観点から十分な検討が行われていることが考えられるほか、例えば、株式の第三者割当において、発行価格が直前日の株価又は発行から1か月、3か月、6か月の平均株価に一般的なディスカウント率（おおむね 10%）を勘案した額のいずれかを下回っているが、有利発行に該当しないものと判断されている場合は、当該判断の過程が具体的に記載されていることが考えられる。

〔ニ. ・ホ. 略〕

〔⑦～⑨ 略〕

(3) 〔略〕

Ⅱ 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン

(1) 審査対象先

〔同左〕

〔①・② 同左〕

- ③ ①又は②に該当しない第三者割当に係る届出書等であっても、提出者がおおむね最近6か月の間に他の第三者割当を行った場合、提出者が直近に授權資本枠を拡大した場合、提出者がその株式を上場する金融商品取引所の債務超過若しくは上場時価総額基準に抵触している場合、過去に提出者が行った第三者割当で失権があった場合、過去に同じ割当予定先に第三者割当を行っている場合、その他審査の必要があると考えられる場合

(注) 〔同左〕

(2) 審査要領

〔同左〕

〔①～④ 同左〕

⑤ 割当予定先の状況

〔同左〕

〔イ. ～ハ. 同左〕

ニ. 株券等の保有方針

〔同左〕

ア. 〔同左〕

- バ. 新株予約権証券又は新株予約権付社債の場合、新株予約権証券又は新株予約権付社債自体の保有方針について記載されているか。

(注) 提出者の親会社や主要株主に異動があった場合は、提出者において臨時報告書を遅滞なく提出する必要があるため、割当予定先の状況や割当予定先による株券等の保有方針の内容に応じ、提出者に割当予定先の株券等の保有状況を把握する方法を確認することが考えられる。

また、提出者がおおむね最近6か月の間に他の第三者割当を行った場合、当該第三者割当にかかわる株券等の現在の保有状況等を確認の上、株券等の保有方針の記載を審査することが考えられる。

ホ. 〔同左〕

⑥ 発行条件に関する事項

〔同左〕

〔イ. ・ロ. 同左〕

- ハ. 提出者が第三者割当は有利発行に該当しないと判断した場合、そのように提出者が判断した理由が具体的に記載されているか。

(注) この場合、株価下落リスク等の観点から十分な検討が行われていることが考えられるほか、例えば、株式の第三者割当において、発行価格が直前日の株価又は発行から1か月、3か月、6か月の平均株価に一般的なディスカウント率（おおむね 10%）を勘案した額のいずれかを下回っているが、有利発行に該当しないものと判断されている場合は、当該判断の過程が具体的に記載されていることが考えられる。

〔ニ. ・ホ. 同左〕

〔⑦～⑨ 同左〕

(3) 〔同左〕